

# 地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成30年3月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、地方のたばこ税の課税標準の算定方法について、所要の規定の整理等を行う。

## 2 主な改正の内容

地方のたばこ税の課税標準の算定方法について、引用する地方税法及びたばこ税法の根拠条項の改正等の所要の規定の整理を行う。

## 3 施行期日

原則として平成34年10月1日から施行する。